

南生駒6月号

小瀬交番 Tel 0743-77-8020 生駒警察署 Tel 0743-74-0110



空き巣被害に ご注意!!

絆深めて

(きずな)

平成24年に入り、現在にいたるまで空き巣被害が当交番管内の住宅街で多発傾向にあります。

かりまけて(かぎ)外出時はもう一度施錠としているのチョクをしましょう。はからます。

はすることが防犯につながり留守の家が誰の家なのか把しながらいましょう。

(マステング (マスラン) 活用の検討をでは、ピッキング 対策の施された施錠機具を御活用下された施錠機具

KANTAN (HUNN)

(こう三軒両隣と言う言葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声葉の様に、地域の皆さんの声がけ運動に基づいてご近所がしましょう。



自転車の盗難にご注意ください!

自転車にはツーロックを、皆さんには「防犯する」心の鍵をお忘れなく。



来日外国人 犯罪防止に ご協力を!

〇 偽造バスボートで入国したり、在留期間を超えて日本に滞在する不法滞在者 や、偽造結婚等により在留資格を得る偽装滞在者などが後を絶ちません。

び年、悪質な不法滞在者がグループ化し、暴力団などの犯罪組織と共謀して 犯罪を犯すケースが増えており、我が国の治安を脅かしています。

来日外国人の犯罪は、都市部から地方へと拡散しており、奈良県も決して例 外ではありません。

【事業所の皆様へお願い】

外国人の雇用する時は、必ず パスポート、外国人登録証明書 等を見て在留資格や在留期限を よく確認してください。

平成24年7月9日から「新しい在留! 管理制度」が導入されるため、これ までの外国人登録証明書に変わり 「在留カード」が交付されます。

安全・安心な街づくりのため、不法滞在者不法就労者などの情報 を見聞きされた方は、迷わず110番、奈良県警察本部(0742-23-0110) 生駒警察署(0743-74-0110)までご連絡ください。

で通話等をしながら(密)多色)を運転する行為は交通違反!!

奈良県道路交通法の一部が改正されました。

〇携帯電話で通話などをしながら自転車を運転する行為の禁止 改正の趣旨

携帯電話や携帯音楽プレーヤー等を手で保持して通話やメールを送信したり、 液晶画面を注視するなどして自転車を運転すれば、走行の安定を失い、かつ、 注意散漫になるなど交通事故につながることからこの行為を禁止することとな りました。(ただしハンズフリー装置等を使用して手で保持しない場合、本件違反 とはなりません。)

2

5万円以下の罰金(道路交通法台120条台項第9号)、行政処分点数